○農林水産省告示第二千百二十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十一の規定に基づき、ベトナムから発送されるカッチュー種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　植物及び地域

カッチュー種のマンゴウの生果実であって、ベトナムで生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部の温度を一定の上昇率で摂氏四十三度まで上げ、引き続き飽和蒸気により当該中心部の温度を摂氏四十七度とし、その温度以上で二十分間消毒すること。

四　生産地における検査及び証明

㈠　ベトナム植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているベトナム植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　ミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。

イ　三の消毒が行われたものであること。

五　植物防疫官による確認

三の消毒及び四の㈠の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六　こん包及びこん包場所

㈠　消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

㈡　㈠のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

㈢　各こん包又は束ねたこん包には、ベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。

七　表示

三の消毒及び四の㈠の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第二千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区清水字崎船山六五三の七〇、加美区轟字深谷山八〇四の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町生土字頓沢八六の一二（国有林）

二　㈠　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈡　解除の理由　道路用地とするため

㈢　解除に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町生土字頓沢八六の一二（国有林）

㈣　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈤　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町黄瀬字半シ一〇〇三の一一から一〇〇三の一三まで（以上三筆国有林）、一〇〇三の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市奥殿町字赤峯八二の一二（次の図に示す部分に限る。）、八二の四、字大沢洞五四の一五（次の図に示す部分に限る。）、七二の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市駒立町字アマヤケ六七の七、丹坂町字尾古根九八の五、字野間八八の八・八八の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、恵田町字三月ケ入七一の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上磯郡知内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

知内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）